

# 建築物環境配慮計画

## 記入要領

長野県生活環境部環境政策課

平成 19 年 2 月

1 提出書類

建築物環境配慮計画書（様式第5号）

（様式は下記からダウンロードできます。）

<http://www.pref.nagano.jp/seikan/kankyo/yousiki/ondan5.doc>

2 提出部数

1部（正本）

3 提出期限

工事着手の21日前まで

4 提出先

長野県生活環境部環境政策課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

5 提出方法

郵送又は持参（電子データによる提出については平成19年度から可能となる見込みですが、時期等については県のホームページでお知らせします。）

6 記入上の留意点

別添のとおり

7 問い合わせ先

長野県生活環境部環境政策課

電 話 026-235-7022（直通）

F A X 026-235-7491

メール kankyo@pref.nagano.jp

(様式第 5 号) (第 15 条関係)

建築物環境配慮計画書

年 月 日

長野県知事 殿

住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県地球温暖化対策条例第 21 条第 3 項の規定により、 年度の建築物環境配慮計画を定めましたので、下記のとおり提出します。

記

建築物の名称			
建築物の所在地			
3	行為の種類	<input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第 13 条第 1 項に該当する行為 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第 13 条第 2 項に該当する行為 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第 13 条第 3 項に該当する行為 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第 13 条第 4 項に該当する行為 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第 14 条第 1 項に該当する行為 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第 14 条第 2 項に該当する行為	
建築物の概要	4	用途	<input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 物品販売業を営む店舗等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 集会場等 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 工場等
	5	構造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	階数	地上 階 地下 階	
	高さ	m	
	敷地面積	m <sup>2</sup>	
	建築面積	m <sup>2</sup>	
	延べ面積	m <sup>2</sup> (該当行為部分 m <sup>2</sup> )	
	予定年月日	工事着工予定年月日 年 月 日 工事完了予定年月日 年 月 日	

<p>6</p> <p>エネルギーの使用の合理化のため講ずる措置</p>	
<p>7</p> <p>エネルギーの使用の合理化のため講ずる措置以外の地球温暖化の防止に資するため講ずる措置</p>	

連絡先	部署名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

- (備考)
- 1 「行為の種類」欄には、該当する□内にレ印を記入すること。
  - 2 「建築物の概要」の「用途」欄には、該当する□内にレ印を記入すること。
  - 3 「建築部の概要」の「構造」欄には、該当する□内にレ印を記入し、「その他」に該当する場合は、( )内に具体的内容を記入すること。

(記入上の留意点)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番としてください。
- 2 数字は算用数字を用いてください。
- 3 「行為の種類」欄には、該当する□内すべてにレ印を記入してください。
- 4 「建築物の概要」の「用途」欄には、該当する□内すべてにレ印を記入してください。

「用途」の区分は、次のとおりとします。

  - (1)「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (2)「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (3)「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (4)「事務所等」とは、事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (5)「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (6)「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (7)「集会場等」とは、公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (8)「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (9)「住宅」とは、一戸建て住宅、共同住宅、長屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 5 「建築物の概要」の「構造」欄には、該当する□内にレ印を記入し、「その他」に該当する場合は、( )内に具体的内容を記入してください。

6 「エネルギーの使用の合理化のため講ずる措置」欄には、建材や機器の種類・仕様等を具体的に記入してください。記入にあたっては、「地球温暖化対策指針（建築物環境配慮計画）」を参照してください。

「地球温暖化対策指針（建築物環境配慮計画）」は、下記をご覧ください。

[http://www.pref.nagano.jp/seikan/kankyo/ondan/jourei/shishin/shishin\\_kenchikubutsu.pdf](http://www.pref.nagano.jp/seikan/kankyo/ondan/jourei/shishin/shishin_kenchikubutsu.pdf)

なお、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 75 条の規定により特定建築物に係る届出書を所管行政庁に提出した方は、当該届出書の該当部分の写しを添付することにより本欄の記入に代えることができます。この場合は、本欄に「別添のとおり」と記載してください。（添付された該当部分の写しは、長野県地球温暖化対策条例上の公表の対象となります。）

7 「エネルギーの使用の合理化のため講ずる措置以外の地球温暖化の防止に資するため講ずる措置」欄には、上記 6 以外の地球温暖化の防止に資するために講ずる措置を記入してください。記入にあたっては「地球温暖化対策指針（建築物環境配慮計画）」を参照してください。